

平成27年(2015年)7月13日

姫路市農業委員会 様

姫路市個人情報保護審議会  
会長 菅 尾 英 文

農地台帳システム導入に係るオンライン結合による提供の制限  
に関する意見について(答申)

平成27年4月27日付で諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。  
なお、適当と認める理由等は、下記のとおりです。

## 記

### 適当と認める理由

#### 1 農地台帳システムの導入について

農地台帳事務については、平成26年4月に施行された改正農地法第52条の2により、農業委員会が保有する農地の情報を一筆ごとに整備することとなりました。

農地台帳に整備すべき事項は、農地法、農地法施行令、農地法施行規則、農地法運用通知で定められ、農地の所在、地番、地目、面積、所有者、耕作者等の基本的事項に加え、農地等の賃借権等の設定状況、農地中間管理権、納税猶予の適用状況、農地の利用状況調査及び利用意向調査、農地中間管理機構等との協議等、裁定・公告状況、措置命令と規定されています。

上記のとおり、農地台帳で整備すべき事項は多岐にわたるとともに、農地法施行規則第102条では、正確な記録を確保する措置として住民基本台帳及び固定資産課税台帳との照合も求められていることから、本市において農地台帳システム(以下「本件システム」という。)を導入し、適正に農地情報の整備を図ることは公益上必要であり、有効な手段であると考えられます。

#### 2 オンライン結合による個人情報の提供について

本件システム導入に当たっては、業務委託契約を締結した委託先業者と本市をLGWANでオンライン結合することにより、最新の農地情報を相互に提供し合うことで事務処理の効率化が図れ、適正かつ迅速に本件事務を行うことが可能となります。

本件システムで使用するLGWANは、関係行政庁以外の者は情報にアクセスできないようになってることに加え、システムの利用に当たっては、ユーザーID及びパスワード認証で利用者を限定するとともに、使用権限設定を行うなど、適切なセキュリティ対策が取られています。

したがって、本件システムは個人情報の保護のために必要な措置が施されているため、  
適当と認められます。